

山都町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

山都町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状
2. 目標
3. 計画の期間
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、子どもたちによりよい教育を行うことを目的とします。

教育職員の働きやすさと働きがいと両立し、学習指導要領において目指している理念の実現に向けて、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法及び文部科学大臣の指針に基づき策定します。

第2次山都町総合計画において、「輝く！！みんなでつくる『山の都』のものがたり」を将来像として掲げ、子育て環境、教育環境の維持・教化に重点的に取り組み、地域や教育機関、各種団体が連携した子どもたちへの充実した教育・学習機会の提供や町全体で子どもたちの健全な育成を支援することにより、「山の都」の未来に光をあてる人づくりの実現を目指します。この実現には、教育職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限に発揮できる環境の整備が不可欠になります。

本計画が目指す「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教育職員が「限られた時間の中で最大の効果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することになります。働き方改革を通して、教育職員が事務作業を効率化し、創出された時間で子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにします。

山都町教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教育職員のウェルビーイングを確保し、山都町の未来を担う子どもたちの主体的に学ぶ意欲と実践力の育成を目指します。

(2) 本町の現状

本町では、教職員が授業や授業準備、児童・生徒に向き合う時間を確保しながら、健康でやりがいをもって業務を行えるよう、長時間勤務を削減する働き方改革を、学校現場と教育委員会が一体となって推進してきました。

こうした取り組みの結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりです。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	45時間以上	うち	
		80時間以上	100時間以上
小学校	27.7%	2.8%	1.0%
中学校	21.8%	1.9%	0.5%

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・ 1 年間における1 箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度とする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【14日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を4%まで減少させる【8%】
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を80以下とする【82.7】
(全国平均100)
- ・ ストレスチェックにおける働きがい等に関する質問項目への肯定的な回答の割合を90%以上とする

3 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直し
- ・ 保護者、地域住民による日常的な見守り活動

イ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則として行わないこととする
- ・ 学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する

ウ 学校徴収金の徴収・管理

- ・ 給食費等の学校徴収金について、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する

エ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・ 苦情等に対応する相談窓口の設置及び学校が弁護士等の専門家を活用できる環境の整備について検討する

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

ア 調査・統計等への回答

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する

イ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・ 学校プール・体育館の地域開放施設の管理業務は、教育委員会で行う

ウ 部活動

- ・ 部活動の地域展開・地域連携を推進する
- ・ 部活動指導員の配置拡充等を進める

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 授業準備、学習評価や成績処理

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する
- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する

イ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ 児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、巡回相談員等と教師の協働を促進する
- ・ 不登校児童生徒への対応にあたっては、教育支援センターと学校の連携の充実を図る

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る

- ① 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す
- ② 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う
- ③ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務の効率化を図る

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む

- ① 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する
- ② 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保の取組む
- ③ 全学校でストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する
- ④ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する

- ⑤ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に取得を促進する
- ⑥ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に 日間の一斉閉校期間の設定を行う

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ① 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校時間の状況を把握し、毎年度、町のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する
- ② 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む
- ③ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する
- ④ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聴き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する
- ⑤ 各学校における働き方改革の取り組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する
- ⑥ 保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む